

令和7年度京都市クリーンセンター余剰電力売却入札に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	契約保証金について ・現金納付は可能でしょうか。	現金納付は可能です。
2	契約保証金について ・京都市契約事務規則第30条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。 (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 と記載がございますが、本件入札案件については適用されるものでしょうか。 また適用される場合は、具体的にどのような場合に認められるのでしょうか。	本件入札については契約締結者一律に「契約保証金を納付又は契約保証金に代わるものとして京都市の契約事務規則に定める担保(金融機関の保証等)を提供すること」としていますので、適用はされません。
3	・京都市契約事務規則第30条において、履行保証保険契約の締結によって契約保証金が免除される規定がありますが、今回の入札案件において適用できますでしょうか。	今回の入札案件において適用はされません。